

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(44万円)に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月から 14 年 9 月まで

A社での厚生年金保険の被保険者期間のうち、平成 13 年 2 月から 14 年 9 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられている。

しかし、給与が極端に下がったことはなく、平成 13 年分及び 14 年分の源泉徴収票等から、給与は 13 年 1 月から 11 月までが 45 万円、13 年 12 月から 14 年 12 月までが 40 万円と思われるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 13 年 3 月から同年 9 月までの分の給与支払明細書及び平成 14 年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額(44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書及び源泉徴収票で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を、納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月から 19 年 6 月まで

申立期間について、社会保険庁の標準報酬月額の記録が 9 万 8,000 円と引き下げられているが、給与額は、申立期間もそれ以前と同じであったと思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 17 年 1 月から 19 年 6 月までの期間については、申立人から提出された平成 18 年 1 月から同年 6 月までの分及び同年 8 月から同年 12 月までの分の給与明細書、平成 17 年分及び 18 年分の給与所得の源泉徴収票並びに平成 20 年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成 16 年 9 月から同年 12 月までの期間については、当該期間に係る報酬額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無いが、社会保険庁の記録によると、申立期間直前の平成 16 年 8 月の標準報酬月額が 28 万円と記録されていることから、当該期間についても、申立人は、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書等において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等で確認できる保険料控除額及び控除されていたと認められる保険料に見合う標準報酬月額と、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年6月21日に、資格喪失日に係る記録を同年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月21日から同年8月21日まで

昭和46年、B社C営業所の所長であった私は、B社の関連会社であるA社D工場の責任者も兼ねていたが、同年6月に、同社同工場の専任となった。給与明細書では同年7月分及び同年8月分も厚生年金保険料が引かれていることから、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び当時のA社D工場の経理担当者の証言により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和46年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は新規適用前の期間であるところ、申立期間の同社における雇用保険加入者は、申立人を含め5人が確認できる上、複数の同僚が常時5人以上の従業員がいたことを証言していることから、申立期間において同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から50年5月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付の事実が確認できないとの回答をもらった。
しかし、昭和45年7月ごろ、A区役所B出張所に行き、国民年金の加入手続きをした記憶や、自宅を訪れた集金人に保険料を納付していた記憶があるので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、前後の任意加入者の記録から平成元年4月ごろと推認され、資格取得年月日は、申立人が共済組合の組合員資格を喪失した同年4月1日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 713

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月

昭和44年8月に会社を退職した後、同年9月になってからA町役場で国民年金の加入手続を行い、その場で同年8月分の保険料も納付したのに、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳における「初めて国民年金の被保険者となった日」は、昭和44年9月1日と記されており、社会保険庁の記録と一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上保険料を納付することはできない。

また、A町では、「国民年金の資格取得日が昭和44年9月1日であるなら、同年8月の国民年金保険料を徴収することはない。」と回答しており、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から47年5月まで
申立期間当時、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと思う。社会保険庁にその記録が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の加入者の記録から昭和55年11月ごろに払い出され、資格取得日は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年10月26日とされており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、既に死亡していることから、加入状況及び納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年2月まで

私の国民年金は、すべて父親が管理して納付していた。申立期間も父親が加入手続をして、納付してくれていたはずである。父親は亡くなっており、領収書等は残されていないが、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、父親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたと申し立てているが、A町役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録は社会保険庁と同じ未加入期間とされており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に亡くなっているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 468

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月から32年7月まで
申立期間について、A社B支店に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の上司の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、A社B支店(昭和31年1月以降、同社C支店B営業所)に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該上司は、「申立人は臨時的な仕事に従事していた。日々雇い入れるような勤務形態であった。」と証言しており、当時、A社B支店及び同社C支店において、社会保険関係の事務を行っていた庶務経理担当者は、「臨時職として採用された場合は、厚生年金保険には加入していなかった可能性が高い。」と証言している。

また、A社に照会したものの、「当時の資料等が残されていないため、詳しい状況は不明である。」との回答であり、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用及び保険料の控除の状況について確認することはできなかった。

さらに、申立期間のうち、昭和32年4月1日から同年4月30日までの期間については、申立人は、別事業所での厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、社会保険事務所が保管するA社B支店及び同社C支店の厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 469

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 17 日から同年 4 月 21 日まで
昭和 44 年 3 月 17 日に地元の A 社 B 工場に入社したが、毎日が細かい仕事だったので自分には合わないと思い退社した。
短い期間であったが、申立期間が厚生年金保険の期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された退職届により、申立人が昭和 44 年 3 月 17 日から同年 4 月 19 日まで、同社 B 工場に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の退職届は、労務記入欄に「新人臨時工」と記載されているとともに、貸与物返納品欄の「健康保険証」に返納の印が記載されていないことが確認できる上、A 社は、「申立人は臨時工であり、ほかに明確な根拠があるわけではないが、健康保険及び厚生年金保険には加入していなかったものと思われる。」と回答している。

また、申立人は当時の同僚を記憶していない上、申立人の退職届に検認印を押している当時の同僚 3 名に照会したものの、いずれも申立人を覚えていない旨証言しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 470

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 5 月まで
申立期間について、A事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間の一部においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所で経理を担当していた事業主の妻は、「申立人のことは覚えていますが、当時は個人事業で社会保険には加入しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料も控除していなかった。」と証言している上、社会保険事務所の記録によると、同事業所がB社として厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 59 年 9 月 1 日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 21 日から 50 年 8 月 21 日まで
私は、一時期、育児のためパート勤務となったが、昭和 46 年 10 月から 53 年 1 月まで継続してA社B工場に勤めていた。パート勤務の期間は、国民年金に任意加入しており、申立期間については、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、この期間の記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、申立人が、勤務した期間は定かではないが、A社B工場に在籍していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じ職種の複数の同僚が「A社B工場は、日給制又は時間給制であった。申立人は、申立期間当時、育児などで他の者に比べ勤務日数が少なかったと思う。」と証言しているところ、申立人は、昭和 47 年*月*日に長男を出産し、申立期間中である 50 年*月*日に次男を出産している。

また、社会保険庁の保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日が昭和 48 年 1 月 21 日、健康保険証返却日が 48 年 2 月 27 日と記載されている。

さらに、当該事業所は、昭和 53 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、連絡が取れた当時の取締役からも、申立ての事実をうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。